

少年鑑別所より逃走少年の逮捕について

〔昭和29年10月30日発青防第266号〕
警察本部長より各警察署長あて

少年鑑別所より少年が逃走した場合、その逮捕について令状が必要と認められた場合、請求のあり次第、家庭裁判所より何時でも緊急同行状を発するように、裁判官の同意を得てある旨、金沢少年鑑別所長から連絡があったから、鑑別所よりの逃走少年の逮捕連行について遺憾のないよう右通牒する。